

不活化ポリオ（IPV）予防接種

- ◆接種年齢：生後2か月から7歳6か月未満
- ◆接種方法：皮下接種（合計4回接種 ※接種回数は下記参照）
 - 初回：20日以上、標準的には56日までの間隔を空けて3回接種
 - 追加：初回接種終了後1年～1年半の間隔を空けて1回接種
- ◆接種場所：市内指定医療機関
- ◆持ち物：母子健康手帳、予診票、マイナンバーカードなど住所を確認できるもの
母子健康手帳を忘れた場合は接種できませんので必ずご持参ください。
- ◆費用：無料

※これまでのポリオの接種回数によって、受けられる回数が異なります。
 母子健康手帳で接種歴を確認のうえ、下記の接種方法を参考に接種してください。

<今までポリオを数回受けている方の接種方法>

① 生ポリオワクチンの予防接種を数回受けている方

これまで1回接種している方	初回としてのこり2回を20日以上、標準的には56日までの間隔を空けて接種し、追加（4回目）は初回終了後1年～1年半の間隔を空けて1回接種する
これまで2回接種している方	不活化ポリオ予防接種を受ける必要はありません

② 不活化ポリオワクチンの予防接種を数回受けている方

*初回3回のうち不足分を20日以上、標準的には56日までの間隔を空けて接種し、追加（4回目）は初回終了後1年～1年半の間隔を空けて1回接種

これまで1回接種している方	3回接種できる
これまで2回接種している方	2回接種できる
これまで3回接種している方	1回接種できる

前回接種日を0日として
21日目より接種可能です

☆この予診票を使用できる方は、接種日時点で野田市に住民登録のある方です。転出された方（異動日を含む）は転出先の市町村窓口にご相談ください。

☆医療機関によって、予約が必要な場合や、予防接種を実施する時間帯や日程をあらかじめ決めていることがあります。事前に連絡してから受診しましょう。

☆予診票は医師にとって大事な情報です。責任をもって記入してください。記入漏れや間違いは予防接種の間違いにつながります。ボールペン等、消えない筆記用具で記入してください。

☆予防接種は体調のよいときに、お子様の体調がよくわかる保護者の方がお連れください。予防接種を受ける予定であっても、お子様の体調がよくないと思ったら接種は控えましょう。

☆接種後は、母子健康手帳の予防接種の記録を再度ご確認ください。

裏面に続く

【ポリオについて】

ポリオ（急性灰白髄炎）はポリオウイルスによっておこる病気で、小児マヒともよばれています。1～2日のかぜ症状の後、突然手足などの麻痺が現れる感染症でその麻痺は一生残ってしまうことが少なくありません。

現在は、予防接種の効果で国内での自然感染は報告されていませんが、海外でポリオが流行している地域があります。感染に気づかないまま日本に帰国することでポリオウイルスが国内に持ち込まれ流行する可能性があります。ポリオを予防する唯一の方法は予防接種を受けることです。これまで病原性を弱めて作られた生ワクチンによる定期予防接種が行われていましたが、平成24年9月より病原性をなくした不活化ポリオワクチンに切り替わりました。

★副反応について★

全身の症状としては発熱等がありますが数日以内におさまります。また接種部位の局所症状としては痛み、赤み、腫れ等が認められることがありますが数日以内に消失します。ただし腫れがひどい時は接種部位を清潔にし、冷やして様子をご覧ください。

なお、きわめてまれに重大な副反応としてはショック、アナフィラキシー様症状があります。

★こんなときは受けられません★

① 発熱しているとき（接種会場で体温が37.5℃以上ある場合）

※平熱の高い人は主治医に相談してください

② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合

③ このワクチンの成分により、アレルギーを呈する恐れが明らかな場合

以下の病気にかかった場合（いずれの場合も医師の診察で予防接種の適否が判断されます）

麻しん（はしか）	治癒後4週間程度あける
風しん（三日はしか）・水痘（水ぼうそう）・おたふくかぜ等	治癒後2～4週間程度あける
突発性発疹・手足口病・溶連菌感染症・伝染性紅斑（りんご病）等	治癒後1～2週間程度あける

④ その他、医師が予防接種を受けることが不相当と認めた場合

★こんなときは受ける際に注意が必要です★

① 心臓病・腎臓病・肝臓病、血液の病気や発育障がいなどで治療を受けている場合

② これまで予防接種で、接種後2日以内に発熱及び発疹、じんましんなどのアレルギーと思われる異常がみられた場合

③ 過去にけいれんを起こしたことがある場合は事前に主治医に相談してから受けるようにしましょう

④ 過去に免疫不全の診断がなされている場合及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる場合

★予防接種による健康被害救済制度について★

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障がいを残すなど、健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

<問合せ先> 保健センター ☎04-7125-1190
関宿保健センター ☎04-7198-5011